

よさこい高知文化祭2026開会式・閉会式実施計画書策定等委託業務に係る仕様書

1 業務名

よさこい高知文化祭2026開会式・閉会式実施計画書策定等委託業務

2 業務の目的

令和8年度に高知県で開催する「よさこい高知文化祭2026（第41回国民文化祭、第26回全国障害者芸術・文化祭）」の成功に向け、よさこい高知文化祭2026の開会式及び閉会式の企画等を具体化した実施計画書を策定するとともに、広報大使の提案も含めた開催までの広報計画を作成することを目的とする。

また、長崎県で開催される「ながさきピース文化祭2025（第40回国民文化祭、第25回全国障害者芸術・文化祭）」閉会式（令和7年11月30日）において実施する次期開催県アトラクションを企画することを目的とする。

3 契約期間

契約締結日から令和7年3月14日まで

4 業務内容

業務の内容は、次に掲げる（1）から（6）とし、以下の点に留意のうえ、業務を実施すること。

- ・本業務の実施にあたっては、以下の3項目の検討を十分行うこととし、委託者と協議のうえ、決定するものとする。なお、提案内容については、よさこい高知文化祭2026高知県実行委員会企画委員会等で助言をいただく予定のため、変更が生じる可能性があることに留意すること。
- ・先催県の開会式及び閉会式の開催内容や、「第41回国民文化祭 第26回全国障害者芸術・文化祭基本構想（案）」を踏まえたうえで、より魅力的で工夫を凝らした企画内容とすること。
- ・国民文化祭と全国障害者芸術・文化祭の一体開催の意義が反映されたものとする。
- ・障害者に配慮した計画とすること。

（1）開会式実施計画の提案

■開会式

日時：令和8年10月25日（日）

場所：高知県立春野総合運動公園体育館

式典参加者（予定）：一般観客・招待者等約1,500人

出演者等必要数

提案項目は以下のとおりとする。

①開会式概要

- ・日時、会場、全体構成、プログラムの概要等を記載すること。
- ②演出計画、出演者計画
 - ・全体構成、プログラム及び演出内容（脚本案を含む）等について提案すること。
なお、高知県らしさを十分に表現し、高知県の魅力を全国に発信する内容を含んだ提案とすること。
 - ・出演者及び司会者の候補者について提案すること。
※出演者等は高知県出身・在住など高知県にゆかりがあることが望ましい。
- ③来場者募集、受付計画
 - ・来場者募集の方法や、受付管理の方法について提案すること。
- ④会場ゾーニング計画、動線計画、配席計画等
 - ・会場内予備会場周辺のゾーニング計画及び動線計画について提案すること。また、会場内の配席（皇室ほか S-VIP を含む）、舞台、会場装飾、受付、誘導等、運営上必要な項目について提案すること。
※会場特性を理解し、利点を最大限に生かすこと。
※障害者に配慮した提案とすること。
- ⑤輸送計画
 - ・来場者区分に応じた来場方法、輸送方法について提案すること。
- ⑥動員配置計画
 - ・動員方針や実施体制を含めた動員配置計画について提案すること。
- ⑦情報保障を含む合理的配慮計画
 - ・障害のある人の特性に応じた情報保障を提供する等、観覧者・出演者等に対する合理的配慮計画について提案すること。
- ⑧おもてなし計画
 - ・会場内外でのおもてなしコーナー等について提案すること。
- ⑨放送計画
 - ・会場席数に限りがあるため、テレビ、インターネット配信等により開会式の内容を多くの方へ共有可能な効率的な方法について提案すること。
- ⑩イメージパース
 - ・式典の内容（演出、舞台、会場装飾等）をイメージできるパースを作成すること。
- ⑪準備スケジュール
 - ・開催まで（令和 6 年度～令和 8 年度）の準備スケジュールを作成すること。
- ⑫準備経費、実施経費
 - ・令和 7 年度、令和 8 年度の準備経費及び実施経費を算出すること。

(2) 閉会式実施計画の提案

■閉会式

日時：令和 8 年 11 月下旬又は 12 月上旬の午後（調整中）

場所：高知県立県民文化ホール「オレンジホール」

式典参加者（予定）：一般観客・招待者等約 1,000 人

出演者等必要数

提案項目は以下のとおりとする。

①閉会式概要

- ・日時、会場、全体構成、プログラムの概要等を記載すること。

②演出計画、出演者計画

- ・全体構成、プログラム及び演出内容（脚本案を含む）等について提案すること。
なお、高知県らしさを十分に表現し、高知県の魅力を全国に発信する内容を含んだ提案とすること。
- ・出演者及び司会者の候補者について提案すること。
※出演者等は高知県出身・在住など高知県にゆかりがあることが望ましい。

③来場者募集、受付計画

- ・来場者募集の方法や、受付管理の方法について提案すること。

④会場ゾーニング計画、動線計画、配席計画等

- ・会場内予備会場周辺のゾーニング計画及び動線計画について提案すること。また、会場内の配席（S-VIPを含む）、舞台、会場装飾、受付、誘導等、運営上必要な項目について提案すること。
※会場特性を理解し、利点を最大限に生かすこと。
※障害者に配慮した提案とすること。

⑤輸送計画

- ・来場者区分に応じた来場方法、輸送方法について提案すること。

⑥動員配置計画

- ・動員方針や実施体制を含めた動員配置計画について提案すること。

⑦情報保障を含む合理的配慮計画

- ・障害のある人の特性に応じた情報保障を提供する等、観覧者・出演者等に対する合理的配慮計画について提案すること。

⑧おもてなし計画

- ・会場内外でのおもてなしコーナー等について提案すること。

⑨放送計画

- ・会場席数に限りがあるため、テレビ、インターネット配信等により開会式の内容を多くの方へ共有可能な効率的な方法について提案すること。

⑩イメージパース

- ・式典の内容（演出、舞台、会場装飾等）をイメージできるパースを作成すること。

⑪準備スケジュール

- ・開催まで（令和6年度～令和8年度）の準備スケジュールを作成すること。

⑫準備経費、実施経費

- ・令和7年度、令和8年度の準備経費及び実施経費を算出すること。

（3）広報計画の提案

①広報大使

- ・よさこい高知文化祭2026の開催を県内外に広報するとともに、よさこい高知

文化祭 2026 の気運醸成を図っていただく広報大使の候補者を複数人提案すること。

- ・ 広報大使は、開会式及び閉会式に出演させること。
- ・ また、広報大使は、令和 6 年度に県内で実施予定の 2 年前プレイベントに出演することを想定している。

※高知県出身・在住など高知県にゆかりがあるとともに、全国的に知名度がある方が望ましい。

② 広報計画

- ・ 開催まで（令和 7 年度～令和 8 年度）の広報計画を作成すること。
- ※広報大使を活用した内容も含むこと。

③ 実施経費

- ・ 令和 7 年度、令和 8 年度の広報経費及び広報大使に係る謝金を算出すること。

(4) 次期開催県アトラクション計画の提案及び P R 映像撮影・編集・制作

- ①長崎県で開催される「ながさきピース文化祭 2025」閉会式（令和 7 年 11 月 30 日（日））にて、高知県の文化の魅力を伝え、よさこい高知文化祭 2026 開催に向けた気運醸成につながるアトラクションについて、演出計画、出演者計画、脚本案を提案すること。

■ 「ながさきピース文化祭 2025」閉会式

○日時：令和 7 年 11 月 30 日（日）

○場所：長崎ブリックホール（長崎県長崎市茂里町 2-38）

② アトラクションの内容について

- ・ 高知県の文化の特色、魅力を伝えられるものとする（映像上映含む）。
- ・ 実施時間は長崎県との調整で決定するが、概ね 20 分程度を見込むこと。

③ 準備スケジュール

- ・ 実施まで（令和 6 年度～令和 7 年度）の準備スケジュールを作成すること。

④ P R 映像撮影・編集・制作

- ・ アトラクションで上映する P R 映像を撮影し、編集・制作すること。
- ※よさこい高知文化祭 2026 の開催に向けた広報や、開会式・閉会式等でも使用できる映像とすること。

⑤ 実施経費

- ・ 令和 7 年度の実施経費を算出すること。

(5) 令和 7 年度、令和 8 年度の準備経費及び実施経費の算出

(1) ～ (4) の内容に係る次の①～③の事項について積算すること。なお、この金額は、令和 7 年度及び令和 8 年度の発注額を示すものではない。

① 開会式及び閉会式の準備経費及び実施経費

- ・ 準備経費及び実施経費には、開会式・閉会式の脚本（改稿）、演出、音楽の作曲・編曲、映像制作、練習会、リハーサル及び本番の実施（会場使用料、会場設営・撤

去費、仮設設備費、照明・音響・映像等舞台備品、大道具・小道具、美術及び衣装、出演者輸送、救護所、会場美化)、観覧者募集案内・招待業務、観覧者輸送・駐車場運營業務、当日要員(司会、ディレクター、オペレーター、スタッフ、警備員等)、出演者に係る出演・旅費・宿泊経費等の一切の経費を含む。なお、上記の準備経費及び実施経費以外に、開会式・閉会式開催に係る追加経費が見込まれる項目があれば、追加提案すること。

- ・準備経費及び実施経費は、先催県3県の平均額を目安に開会式・閉会式に係る業務をすべて含めて算出すること。

【参考：先催県の開会式・閉会式実施計画書策定時の設定金額】

- ・いしかわ百万石文化祭 2023 (令和5年開催) : 218,000 千円
- ・「清流の国ぎふ」文化祭 2024 (令和6年開催予定) : 250,000 千円
- ・ながさきピース文化祭 2025 (令和7年開催予定) : 180,000 千円

平均 : 216,000 千円

② 広報計画の実施経費

- ・実施経費には、テレビCM・新聞広告、電車・バスのラッピング等、広報計画の実施に必要な一切の経費を算出すること。また、広報大使に係る謝金には、出演・旅費・宿泊経費等の一切の経費を含む。

③ 次期開催県アトラクションの実施経費

- ・実施経費には、次期開催県アトラクションの脚本(改稿)・演出、舞台監督、指導、音源使用料、映像制作、ナレーション、リハーサル費用、出演者衣装一式、小道具、運搬費(くろしおくんの着ぐるみ含む)、出演者及び関係者に係る出演費・旅費・宿泊経費等の一切の経費を含む。

(6) 実施計画書の作成

上記(1)から(5)を踏まえ、実施計画書を作成し、提出すること。なお、提出にあたっては、掲載内容について委託者と調整のうえ、別途指示する日までに原稿案を提出すること。また、最終版の提出までに、都度原稿案の提出を求めることがあることに留意すること。

5 業務の進め方

- (1) 受託者は、業務に先立ち業務実施スケジュール・体制計画等を作成し、委託者の承認を得て業務を実施すること。
- (2) 受託者は、委託者の意図及び目的を十分理解したうえで、本業務を総括する責任者、主任担当者、開会式・閉会式等の演出に係る責任者及び適正な人員を配置し、委託者との連絡調整を密にしつつ、効率的に業務を進めること。
- (3) 受託者は、適切な実施体制とスケジュールにより業務を実施することとし、業務の実施にあたっては、進捗状況及び今後の進め方等を委託者に逐次報告するほか、必要に応じて委託者と打ち合わせを行うこと。
- (4) 受託者は、委託者から業務の進捗状況を把握するために資料等を要求された場合は、速やかに提出すること。また、委託者からの要請に応じて、別途開催される会

議等（企画委員会（年４～５回程度））がある場合には、必要な資料を提供するとともに、必要に応じて出席すること。

（５）受託者は、本業務を第三者に委託し、又は本業務の義務を第三者に引き受けさせてはならない。ただし、あらかじめ委託者の書面による承認を受けたときはこの限りではない。

（６）業務において個人情報を取り扱う場合には、別記「個人情報取扱特記事項」によるものとする。

（７）実施計画書における著作権、肖像権等権利関係については、受託者の責任において処理すること。

6 中間報告

（１）提出期限

令和６年９月３０日（月）

（２）中間報告内容

上記４（１）から（４）までの各項目の概要及び上記４（５）

7 成果物の納品

（１）提出期限

令和７年３月１４日（金）

（２）納品場所

よさこい高知文化祭２０２６高知県実行委員会事務局（高知県文化生活部国民文化祭課内）

（３）成果物

①実施計画書（Ａ４、簡易製本、カラー印刷） ４０部

②実施計画書概要版（Ａ４、６ページ程度、ホッチキス止め、カラー印刷） ４０部

③実施計画書及び概要版のデータを記録した電子データ（ＤＶＤ－Ｒ） １枚

④ＰＲ映像を記録した電子データ（ＤＶＤ－Ｒ） １枚

⑤仕様書４（５）に係る所要経費の見積（Ａ４、様式は別途委託者と協議のうえ決定）
１式

⑥事業実施報告書（協議実績等をまとめたもの） １式

8 付記事項

（１）受託者企画案の調整

当該企画案は、委託者と受託者の協議により調整できるものとする。

（２）権利義務等の譲渡等

委託者は、この契約の成果物を自由に使用し、又はこれを使用するに当たり、その内容等を変更することができるものとする。

9 著作権の帰属

この契約により作成される成果物の著作権等の取扱いは、以下に定めるところによる。

- (1) 成果物の著作権（著作権法第 27 条及び第 28 条に規定する権利を含む。）は、委託者に無償で譲渡するものとする。
- (2) 委託者は、著作権法第 20 条第 2 項第 3 号又は第 4 号に該当しない場合においても、本業務の目的の範囲内において、仕様書等で指定する物件を改変することができるものとする。
- (3) 納入される成果物について、第三者が権利を有する著作権が含まれる場合には、受託者は、当該既存著作物等の使用に必要な費用の負担及び使用許諾契約等に関する一切の手続きを行うこと。
- (4) 受託者は、委託者の事前の同意を得なければ、著作権法第 18 条及び第 19 条を行使することができないものとする。

10 秘密の遵守等

受託者は、本業務実施中に生じる全ての成果物を、委託者の許可なく他に公表及び貸与してはならない。また、本業務中に知り得た事項を他に漏らしてはならない。

委託者より貸与された資料及び成果品については、受託者は破損、紛失のないように取扱いに十分注意するものとする。

11 補則

本仕様書に疑義のある場合、並びに定めのない事項については、委託者と受託者が協議の上決定するものとする。